

認定NPO法人認定要件チェックリスト

次の8要件を実績判定期間において満たしている必要があります。
(新規の場合は認定申請日の直前に終了した過去2事業年度、更新の場合は5事業年度)

- 【1】 パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること
 - 次のいずれかを満たしている
 - 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上である(相対値基準)
 - 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上である(絶対値基準)
 - 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けている(条例個別指定)
 - 【2】 活動のメインが共益的な活動でないこと
 - 次の活動の合計が50%未満である
 - 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供等
 - 便益が及ぶ者が、特定のグループや特定の地域等の活動
 - 特定の人物や著作物に関する普及や広告宣伝等の活動
 - 特定の者の意に反した行為を求める活動
 - 【3】 組織運営等が適正であること
 - 役員 の総数のうち、役員及びその親族関係者等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
 - 役員 の総数のうち、特定の法人の役員や使用人等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
 - 公認会計士または監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
 - 各社員(正会員)の表決権が平等である
 - 支出した金銭について使途が不明なものはなく、また帳簿に虚偽の記録をしていない
 - 【4】 事業活動について一定の要件を満たしていること
 - 宗教活動及び政治活動、特定の政党・候補者等への推薦・支持・反対等を行っていない
 - 役員や社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていない
 - 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄附を行っていない
 - 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費/事業費の総額】の割合が80%以上である
 - 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた金額/受入寄附金の総額】の割合が70%以上である
 - 【5】 情報公開が適切であること
 - 一般の人から事業報告書や役員名簿等の閲覧請求があった場合、応じることができる
 - 【6】 事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - 各事業年度において、事業報告書や活動計算書等を所轄庁に提出している
 - 【7】 法令違反等がないこと
 - 法令または法令に基づく行政庁の処分に違反する事実がない
 - 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はない
 - 公益に反する事実はない
 - 【8】 設立の日から1年を超えていること
 - 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間が経過している
- 【欠格事由】
- 以下の欠格事由に該当しない
 - NPO法第47条に規定された役員 の欠格事由に該当する役員がいる
 - 認定または特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない
 - 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
 - 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
 - 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
 - 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある